

# 伊勢市公報

第 494 号  
令和 8 年 6 月 5 日  
金 曜 日

## 目 次

	頁
<b>規 則</b>	
○ 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	2
<b>訓 令</b>	
○ 伊勢市災害対策本部規程の一部を改正する訓令	4
<b>告 示</b>	
○ 地縁団体の認可について	6
○ 地縁団体の認可について	8
○ 放置自転車等の撤去及び保管について	10
○ 道路の区域変更について	12
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	13
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	15
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	19
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	20
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	21
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	22
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	23
<b>教育委員会告示</b>	
○ 教育委員会会議の招集について	24
<b>公 告</b>	
○ 伊勢市農業振興地域整備計画の変更について	25
<b>消防本部公告</b>	
○ 消防法第 12 条の 3 の規定による命令に係る公告について	26

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則

の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月22日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第 38 号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の 4 中「31 万 5,000 円」を「33 万円」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（次項において「新規則」という。）第 7 条の 4 の規定は、令和 8 年 4 月 1 日以後に支給すべき事由が生じた議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 30 号）第 6 条第 7 号に規定する葬祭補償（以下この項及び次項において「葬祭補償」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 3 令和 8 年 4 月 1 日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、この規則による改正前の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下この項において「旧規則」という。）第 7 条の 4 の規定による金額により支給されたもの又は旧規則附則第 2 項の規定による金額により支給されたもの（その額が 66 万円未満であるものに限る。）の支払は、新規則第 7 条の 4 の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。

伊勢市災害対策本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年5月22日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市訓令第2号

伊勢市災害対策本部規程の一部を改正する訓令

伊勢市災害対策本部規程（平成17年伊勢市訓令第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「高潮特別警報」の次に「、洪水特別警報」を加える。

附 則

この訓令は、令和8年5月29日から施行する。

## 伊勢市告示第 137 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づく地縁による団体を次のとおり認可しましたので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 8 年 5 月 21 日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 1 名称

御菌町小林区

### 2 規約に定める目的

本会は、下記に掲げるような地域的な共同作業を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 広報、回覧板の回付等、区域内の会員相互の連絡と親睦
- (2) 美化、清掃等区域内の環境の整備
- (3) 公民館等、施設の維持管理
- (4) 防犯・防火・防災並びに生活環境の向上に関する事業
- (5) その他、目的を達成するために必要な事項に関する事。

### 3 区域

本会の区域は、伊勢市御菌町小林 1 番地から 2391 番地までの区域とする。

### 4 主たる事務所

本会の事務所は、伊勢市御菌町小林 343 番地に置く。

### 5 代表者の氏名及び住所

山下 錦一

省略

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の事由

(1) 本会は、地方自治法第 260 条の 20 の規定により解散する。

(2) 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承認を得なければならない。

9 認可年月日

令和 8 年 5 月 8 日

## 伊勢市告示第 138 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づく地縁による団体を次のとおり認可しましたので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 8 年 5 月 21 日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 1 名称

中須町坂東自治会

### 2 規約に定める目的

本会は、次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 会員相互の親睦に関する事。
- (2) 地域の防災、防犯、交通安全に関する事。
- (3) 地域の福祉及び文化教養に関する事。
- (4) 回覧板の回付等、区域内の会員相互の連絡に関する事。
- (5) 美化、清掃等区域内の環境整備に関する事。
- (6) 集会施設の維持管理に関する事。
- (7) その他、目的達成のために必要な事。

### 3 区域

本会の区域は、伊勢市中須町 315 番地から 1337 番地 1 までの区域の内、市道中須 3 - 8 号線北側区域とする。

### 4 主たる事務所

本会の事務所は、伊勢市中須町 406 番地 4 に置く。

5 代表者の氏名及び住所

中西 勇夫

省略

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の事由

(1) 本会は、地方自治法第 260 条の 20 の規定により解散する。

(2) 総会の決議に基づいて解散する場合は、会員の 4 分の 3 以上の議決を得なければならない。

9 認可年月日

令和 8 年 5 月 12 日

伊勢市告示第 139 号

伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例(平成 25 年伊勢市条例第 19 号) 第 12 条第 2 項及び第 13 条第 2 項並びに第 14 条第 1 項の規定により、放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 8 年 5 月 21 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 保管自転車等の種類、自転車等を撤去した日時、保管自転車等が放置されていた場所等

保管自転車等の種類	自転車等を撤去した日時	保管自転車等が放置されていた場所	台数
自転車	令和 8 年 4 月 24 日 午前 9 時 00 分	宇治山田駅前第 5 駐輪場 (伊勢市岩淵 2 丁目地内)	5 台
〃	〃	宇治山田駅前第 4 駐輪場 (伊勢市岩淵 2 丁目地内)	1 台
〃	〃	宇治山田駅前第 6 駐輪場 (伊勢市岩淵 2 丁目地内)	1 台
〃	令和 8 年 4 月 24 日 午前 10 時 30 分	宇治山田駅前第 2 駐輪場 (伊勢市吹上 2 丁目地内)	3 台
〃	〃	宇治山田駅前第 3 駐輪場 (伊勢市岩淵 2 丁目地内)	4 台
計			14 台

- 2 保管場所

自転車等保管場所 (伊勢市二見町三津地内、伊勢市二見町西地内)

又は伊勢市御薊町高向地内)

3 保管期間

告示の日から60日間

4 保管期間経過後の措置

保管期間を経過してもなお保管自転車等を返還することができない場合は、伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例第17条第1項の規定により、当該保管自転車等について廃棄等の処分をすることがあります。

5 連絡先

放置自転車等管理業務委託先 株式会社エボリューション

電話番号 080-1580-8974

伊勢市告示第 140 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 8 年 5 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市 道	中之勢田線	桜木町字正亀田 6 番 4 地先から 桜木町字正亀田 6 番 3 地先まで	旧	3.7～3.7	8.4
			新	4.0～4.0	8.4
市 道	桜木勢田線	桜木町字正亀田 7 番 2 地先から 桜木町字正亀田 6 番 7 地先まで	旧	3.0～6.0	25.7
			新	4.0～6.0	25.7

## 伊勢市告示第 141 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、明野第一・第二自治区から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 8 年 5 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 1 規約に定める目的

#### 変更前

本会は、下記に掲げるような地域的な共同作業を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 広報、回覧板の回付等、区域内の会員相互の連絡と親睦
- (2) 美化、清掃等区域内の環境の整備
- (3) 公民館等、施設の維持管理
- (4) その他、目的を達成するために必要な事項に関する事

#### 変更後

本自治区は、下記に掲げるような地域的な共同作業を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 区域内の会員相互の連絡と親睦及び広報、回覧板の回付等
- (2) 区域内の環境美化及び清掃活動
- (3) 公民館等の施設の維持管理
- (4) その他、本自治区の目的を達成に必要な事項

### 2 区域

#### 変更前

本会の区域は、伊勢市小俣町明野 1237 番地から 1247 番地まで、1310 番地から 1319 番地まで、1326 番地、1331 番地から 1478 番地まで、1587 番地から 1615 番地まで、1617 番地 33 から 1647 番地まで、1669 番地から 1680 番地まで及び 1691 番地から 2031 番地までの区域とする。

#### 変更後

本自治区の区域は、伊勢市小俣町明野 1237 番地から 1247 番地まで、1310 番地から 1319 番地まで、1326 番地、1331 番地から 1478 番地まで、1587 番地から 1615 番地まで、1617 番地 33 から 1647 番地まで、1669 番地から 1680 番地まで及び 1691 番地から 2031 番地までの区域とする。

### 3 主たる事務所

#### 変更前

本会の事務所は、代表者の自宅に置く。

#### 変更後

本自治区の事務所は、伊勢市小俣町明野 1445 番地（明野公民館）に置く。

## 伊勢市告示第 142 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、今一色区自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 8 年 5 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 区域

#### 変更前

伊勢市二見町今一色 1 番地 1 から 875 番地 15 まで並びに同町西 988 番地 2、988 番地 5、998 番地 3 から 998 番地 5 まで、1002 番地 1、1003 番地 1 から 1003 番地 11 まで、1003 番地 14 から 1003 番地 19 まで、1004 番地 16 から 1004 番地 78 まで、1004 番地 81 から 1004 番地 94 まで、1004 番地 96、1004 番地 98、1004 番地 100、1004 番地 102 から 1004 番地 111 まで、1004 番地 113 から 1004 番地 120 まで、1004 番地 122、1004 番地 123、1004 番地 125 から 1004 番地 128 まで、1004 番地 131 から 1004 番地 135 まで、1004 番地 137、1004 番地 138、1004 番地 140 から 1004 番地 145 まで、1004 番地 147 から 1004 番地 149 まで、1004 番地 151 から 1004 番地 153 まで、1004 番地 155 から 1004 番地 165 まで、1004 番地 167 から 1004 番地 175 まで、1006 番地 2 から 1006 番地 28 まで、1007 番地 1、1007 番地 2、1007 番地 6 から 1007 番地 26 まで、1008 番地 1 から 1008 番地 3 まで、1009 番地 2 から 1009 番地 16 まで、1009 番地 22 から 1009 番地 25 まで、1010 番地 2 から

1010 番地 33 まで、1011 番地 1 から 1011 番地 9 まで、1012 番地 1 から 1012 番地 4 まで、1012 番地 6、1014 番地 1、1015 番地、1016 番地 1、1016 番地 3、1016 番地 4、1016 番地 8、1018 番地 1、1018 番地 3、1018 番地 4、1019 番地 1、1019 番地 2、1020 番地 1、1020 番地 2、1021 番地 1、1021 番地 2、1022 番地、1023 番地、1024 番地 1 から 1024 番地 3 まで、1024 番地 5 から 1024 番地 12 まで、1025 番地 2 から 1025 番地 4 まで、1026 番地、1027 番地 1 から 1027 番地 3 まで、1028 番地、1029 番地、1029 番地 1、1029 番地 2、1030 番地、1031 番地 1 から 1031 番地 7 まで、1033 番地 1 から 1033 番地 6 まで、1034 番地 1 から 1034 番地 9 まで、1035 番地、1035 番地 1 から 1035 番地 59 まで、1036 番地、1036 番地 1、1036 番地 3 から 1036 番地 10 まで、1037 番地 1、1037 番地 2、1038 番地 1、1038 番地 2、1039 番地、1039 番地 1、1040 番地 1、1040 番地 2、1041 番地、1041 番地 1、1042 番地から 1044 番地まで、1044 番地 1 から 1044 番地 8 まで、1054 番地、1055 番地、1056 番地 1、1056 番地 2、1057 番地 2、1057 番地 4、1057 番地 5、1058 番地 1 から 1058 番地 3 まで、1059 番地、1060 番地、1061 番地、1062 番地 1 から 1062 番地 3 まで、1063 番地 1、1063 番地 2、1063 番地 4、1063 番地 6、1064 番地、1064 番地 1、1064 番地 2、1065 番地、1066 番地 1、1066 番地 2、1067 番地 1 から 1067 番地 3 まで、1068 番地 1 から 1068 番地 3 まで、1069 番地 1 から 1069 番地 11 まで、1070 番地 1 から 1070 番地 6 まで、1071 番地 1 から 1071 番地 3 まで、1072 番地 1、1072 番地 3、1072 番地 4、1072 番地 7、1072 番地 8、1072 番地 10 から 1072 番地 12 まで、1095 番地 3、1095 番地 24、1095 番地 25、1095 番地 29 から 1095 番地 31 まで、1095 番地 35 から 1095 番地 46 まで、1095 番地 51 から 1095 番地 67 まで、1095 番地 90 から 1095 番地 96 まで、1095 番地 100、1095 番地 101、1095 番地 106、1095

番地 107、1095 番地 111、1095 番地 112、1095 番地 116 から 1095 番地 122 まで、1095 番地 127、1095 番地 129、1095 番地 131 から 1095 番地 143 まで及び 1095 番地 145 の区域

変更後

伊勢市二見町今一色 1 番地 1 から 875 番地 15 まで並びに同町西 988 番地 2、988 番地 5、998 番地 3 から 998 番地 5 まで、1002 番地 1、1003 番地 1 から 1003 番地 11 まで、1003 番地 14 から 1003 番地 19 まで、1004 番地 16 から 1004 番地 78 まで、1004 番地 81 から 1004 番地 94 まで、1004 番地 96、1004 番地 98、1004 番地 100、1004 番地 102 から 1004 番地 111 まで、1004 番地 113 から 1004 番地 120 まで、1004 番地 122、1004 番地 123、1004 番地 125 から 1004 番地 128 まで、1004 番地 131 から 1004 番地 135 まで、1004 番地 137、1004 番地 138、1004 番地 140 から 1004 番地 145 まで、1004 番地 147 から 1004 番地 149 まで、1004 番地 151 から 1004 番地 153 まで、1004 番地 155 から 1004 番地 165 まで、1004 番地 167 から 1004 番地 175 まで、1006 番地 2 から 1006 番地 28 まで、1007 番地 1、1007 番地 2、1007 番地 6 から 1007 番地 26 まで、1008 番地 1 から 1008 番地 3 まで、1009 番地 2 から 1009 番地 16 まで、1009 番地 22 から 1009 番地 25 まで、1010 番地 2 から 1010 番地 33 まで、1011 番地 1 から 1011 番地 9 まで、1012 番地 1 から 1012 番地 4 まで、1012 番地 6、1014 番地 1、1015 番地、1016 番地 1、1016 番地 3、1016 番地 4、1016 番地 8、1018 番地 1、1018 番地 3、1018 番地 4、1019 番地 1、1019 番地 2、1020 番地 1、1020 番地 2、1021 番地 1、1021 番地 2、1022 番地、1023 番地、1024 番地 1 から 1024 番地 3 まで、1024 番地 5 から 1024 番地 12 まで、1025 番地 2 から 1025 番地 4 まで、1026 番地、1027 番地 1 から 1027 番地 3 まで、1028 番地、1029 番地、1029 番地 1、1029 番地 2、1030 番地、1031

番地 1 から 1031 番地 7 まで、1033 番地 1 から 1033 番地 6 まで、1034 番地 1 から 1034 番地 9 まで、1035 番地、1035 番地 1 から 1035 番地 59 まで、1036 番地、1036 番地 1、1036 番地 3 から 1036 番地 10 まで、1037 番地 1、1037 番地 2、1038 番地 1、1038 番地 2、1039 番地、1039 番地 1、1040 番地 1、1040 番地 2、1041 番地、1041 番地 1、1042 番地から 1044 番地まで、1044 番地 1 から 1044 番地 8 まで、1051 番地 5、1052 番地、1052 番地 1、1054 番地、1055 番地、1056 番地 1、1056 番地 2、1057 番地 2、1057 番地 4、1057 番地 5、1058 番地 1 から 1058 番地 3 まで、1059 番地、1060 番地、1061 番地、1062 番地 1 から 1062 番地 3 まで、1063 番地 1、1063 番地 2、1063 番地 4、1063 番地 6、1064 番地、1064 番地 1、1064 番地 2、1065 番地、1066 番地 1、1066 番地 2、1067 番地 1 から 1067 番地 3 まで、1068 番地 1 から 1068 番地 3 まで、1069 番地 1 から 1069 番地 11 まで、1070 番地 1 から 1070 番地 6 まで、1071 番地 1 から 1071 番地 3 まで、1072 番地 1、1072 番地 3、1072 番地 4、1072 番地 7、1072 番地 8、1072 番地 10 から 1072 番地 12 まで、1095 番地 3、1095 番地 24、1095 番地 25、1095 番地 29 から 1095 番地 31 まで、1095 番地 35 から 1095 番地 46 まで、1095 番地 51 から 1095 番地 67 まで、1095 番地 90 から 1095 番地 96 まで、1095 番地 100、1095 番地 101、1095 番地 106、1095 番地 107、1095 番地 111、1095 番地 112、1095 番地 116 から 1095 番地 122 まで、1095 番地 127、1095 番地 129、1095 番地 131 から 1095 番地 143 まで及び 1095 番地 145 の区域

伊勢市告示第 143 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
荘区自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定に  
より告示します。

令和 8 年 5 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 北 岡 孝 裕

省略

変更後 里 田 亨

省略

伊勢市告示第 144 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
通町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定に  
より告示します。

令和 8 年 5 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 酌 井 和 彦

省略

変更後 吉 村 和 正

省略

伊勢市告示第 145 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
宮後町会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定によ  
り告示します。

令和 8 年 5 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 横 山 敏 一

省略

変更後 藤 原 清 史

省略

伊勢市告示第 146 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、浦口自治連合会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 8 年 5 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 鈴木 保 久

省略

変更後 奥 村 敦

省略

伊勢市告示第 147 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
松下区から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により  
告示します。

令和 8 年 5 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 東 端 弘 泰

省略

変更後 山 中 茂 宏

省略

## 伊勢市教育委員会告示第6号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

令和8年5月25日

伊勢市教育委員会  
教育長 小林 貴法

### 記

- 1 日 時 令和8年5月28日（木）午後7時00分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）3階 大研修室
- 3 会議に付する事件
  - 議案第22号 伊勢市体育施設条例の一部改正について
  - 議案第23号 移動式冷暖房機の取得について
  - 議案第24号 学習者用端末の取得について
  - 議案第25号 学校運営協議会委員の任命について
  - 議案第26号 伊勢市奨学生選考委員会委員の委嘱又は任命について
  - 議案第27号 図書館協議会委員の任命について
  - 議案第28号 伊勢市社会教育委員兼伊勢市立公民館運営審議会委員の委嘱について
  - 議案第29号 伊勢市スポーツ推進審議会委員の任命について

伊勢市公告第 27 号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 1 項の規定により、伊勢市農業振興地域整備計画を次のとおり変更しましたので公告します。

令和 8 年 5 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市消防本部公告第1号

消防法（昭和23年法律第186号）第12条の3第1項の規定により、危険物移動タンク貯蔵所の使用の一時停止を命じたため、同条第2項において準用する同法第11条の5第4項の規定により、次のとおり公告します。

令和8年5月22日

伊勢市消防長 堀江 武

- 1 製造所等の設置場所  
度会郡玉城町佐田字大久保道北 733 番地 1
- 2 製造所等の名称  
中川運輸株式会社
- 3 製造所等の別  
貯蔵所（移動タンク貯蔵所）
- 4 設置許可年月日及び番号  
令和7年9月19日許可第3352号
- 5 命令を受けた者の氏名  
中川運輸株式会社 代表取締役 中川 昌洋